21福障送第1303号

令和３年9月13日

区内障害福祉サービス等事業所　管理者様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　江戸川区福祉部障害者福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　河本　豊美

事業所において陽性者が判明した場合の対応について

　日頃より、江戸川区の行政及び新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

　令和3年8月12日付21福障送第1061号通知でお知らせしたとおり、事業所において利用者または事業所の職員が新型コロナウイルス感染症で陽性と判定を受けた場合、事業者支援係へすみやかにご一報いただくようお願いしております。

　利用者やその家族等の陽性が判明した時点で事業所へも連絡していただくよう、今一度利用者への呼びかけをお願いいたします。

　陽性が判明した利用者から事業所への連絡が速やかに行われず、対応が遅れた事例がございます。

　事業所の皆様におかれましても、手洗い、うがい、マスクの着用等の感染対策の徹底をお願いいたします。

　そのほか、ご不明の点等ございましたら事業者支援係までご連絡ください。

【参考】江戸川区からのお知らせ（これまでの区発出通知がございます）

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/singatacorona.html>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜問い合わせ先＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（５６６２）０７１２